

○損害賠償の額の決定等における管理者の専決事項に関する件

令和7年7月9日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、次の事項については、管理者においてこれを専決処分にすることができる。

記

法律上組合の義務に属する1件1,500,000円未満の損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解に関すること。